

## <制度の現状、背景>

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
  
- こうした中、令和4年度より、
  - ・ **伴走型相談支援**（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
  - ・ **経済的支援**（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）を一体として実施する事業（出産・子育て応援交付金事業）を実施している。
  
- こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、
  - ・ 「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、**制度化に向けて検討**することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。
  - ・ 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け**制度化の検討**を進める。こととされている。



# 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化について

## <改正のイメージ（案）>

以下のような改正を行い、令和7年度からスタートすることとしてはどうか。

- 経済的支援は、**子ども・子育て支援法の新たな個人給付を創設**し、伴走型相談支援は、**児童福祉法の新たな相談支援事業を創設**することとする。その上で、**市町村は、新たな個人給付は、相談支援事業等の支援と組み合わせて行う**ことを規定する。

### 【子ども・子育て支援法の新たな個人給付】

- 子ども・子育て支援法上の新たな給付については、自治体の認定等の事務の軽減や、既存の経済的支援（児童手当や出産育児一時金等）との整理の観点から、妊婦支援を目的に、**妊娠に着目した給付として「妊婦のための支援給付（仮称）」を創設**する。
- 具体的な規定イメージと運用イメージは下記のとおり。  
妊娠に着目した給付であることから規定は左側のとおりとなるが、**運用は現行と同様とすることを想定**。

### ○規定イメージ

#### <1回目の支給>

- ・ **妊婦**（※1）は妊婦のための支援給付申請を行う。
- ・ 市町村は申請に基づき給付**認定**を行い、認定**直後に5万円**を支給する（※2）。

（※1）妊婦であって日本国内に住所を有する者であることを要件として規定。  
（※2）現金その他確実な支払の方法として内閣府令に定めるものにより支給すると規定。

#### <2回目の支給>

- ・ 5万円の支給を受けた方は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う。
- ・ 市町村は届出後に残りの額として**妊娠している子どもの人数×5万円**を支給する。

### ○運用イメージ

#### <1回目の支給>

- ・ **妊婦は、妊娠届出や伴走型相談支援による1回目の面談の機会に合わせて、給付申請を行う**ことを想定。  
給付のために別途、来所等は不要。
- ・ **市町村は申請や認定時に伴走型相談支援を実施。**

#### <2回目の支給>

- ・ 5万円の支給を受けた方は、**出生届時や伴走型相談支援による3回目の面談の機会に合わせて、妊娠している子どもの人数等の届出を行う**ことを想定。

### 【児童福祉法の新たな相談支援事業】

- 伴走型相談支援については、**主に妊婦・その配偶者等**に対して（※）**面談等により情報提供や相談等を行う事業**として「**妊婦等包括相談支援事業（仮称）**」を創設し、児童福祉法の他の事業と同様に**市町村の実施の努力義務等を規定**するとともに、母子保健法の事業との連携確保について定める。合わせて、子ども・子育て支援法上の地域子育て支援事業に位置づけるため、利用者支援事業の号の規定を一部改正する。なお、出産後の3回目の面談は「乳児家庭全戸訪問事業」と一緒に行っている自治体が多く、その場合は「乳児家庭全戸訪問事業」で読むことが可能。  
（※）その他内閣府令で対象者を定めることを想定。
- 事業の具体的な実施方法については、地方自治体の取組状況や課題等をまとめる今年度の調査研究結果を踏まえて、来年度、相談支援のあり方（実施時期に応じた面談や情報提供の具体的な内容や方法、相談の実施体制や場所等）について検討を行う予定。

## 【参考】妊婦のための支援給付（仮称）の支給方法について

- 妊婦のための支援給付（仮称）は、子ども・子育て支援法の新たな個人給付として創設するため、市町村は法律で定められた金額を確実に支給する必要がある。
- そのため、給付金の支払方法を「**現金その他確実な支払の方法として内閣府令に定めるものにより支給する**」と規定することとしているが、「内閣府令に定めるもの」については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、**支給金額を外形的に担保できる方法**（現金のほか、口座への資金移動が一円単位ででき、かつ、現金自動支払機を利用する方法その他の方法により、一円単位で口座から通貨による受取ができる方法）として、以下を規定することを検討。
  - ①指定金融機関への口座振込
  - ②窓口支払や送金
  - ③資金移動業者の口座への資金移動（※）（※）賃金のデジタル払いを参考に、詳細については今後検討
- この場合においても、給付金を確実に妊娠・出産・子ども・子育て支援に充てていただけるよう、**市町村において、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能**であり、こうした方法は給付金の趣旨に沿った形での利用を促進する観点から望ましいと考えられることから、**国としても、好事例の周知や事務費の支援などにより引き続き後押ししていく。**
- クーポン支給の運用イメージは以下のとおり。

### ○運用イメージ

- ①市町村は、妊婦のための支援給付（仮称）の申請書に、支給された給付金をクーポンで受け取ることを希望しますかと記載。
- ②クーポンで受け取ることを希望する方に、クーポンによる支給を実施。

# 參考資料

# 出産・子育て応援交付金

<妊娠出産子育て応援交付金>  
令和6年度概算要求

622億円<うち推進枠289億円> + 事項要求 (370億円) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

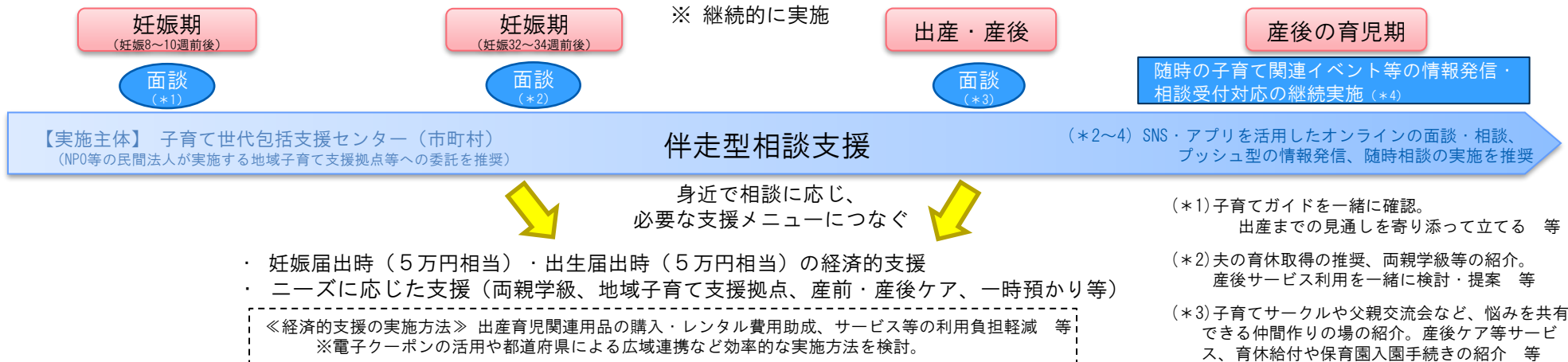
## 1 事業の目的

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



## 3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

## 4 補助率

- 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4
- 出産・子育て応援給付金: 国2/3、都道府県: 1/6、市区町村: 1/6
- クーポン発行等に係る委託経費: 国: 10/10

## 5 拡充内容

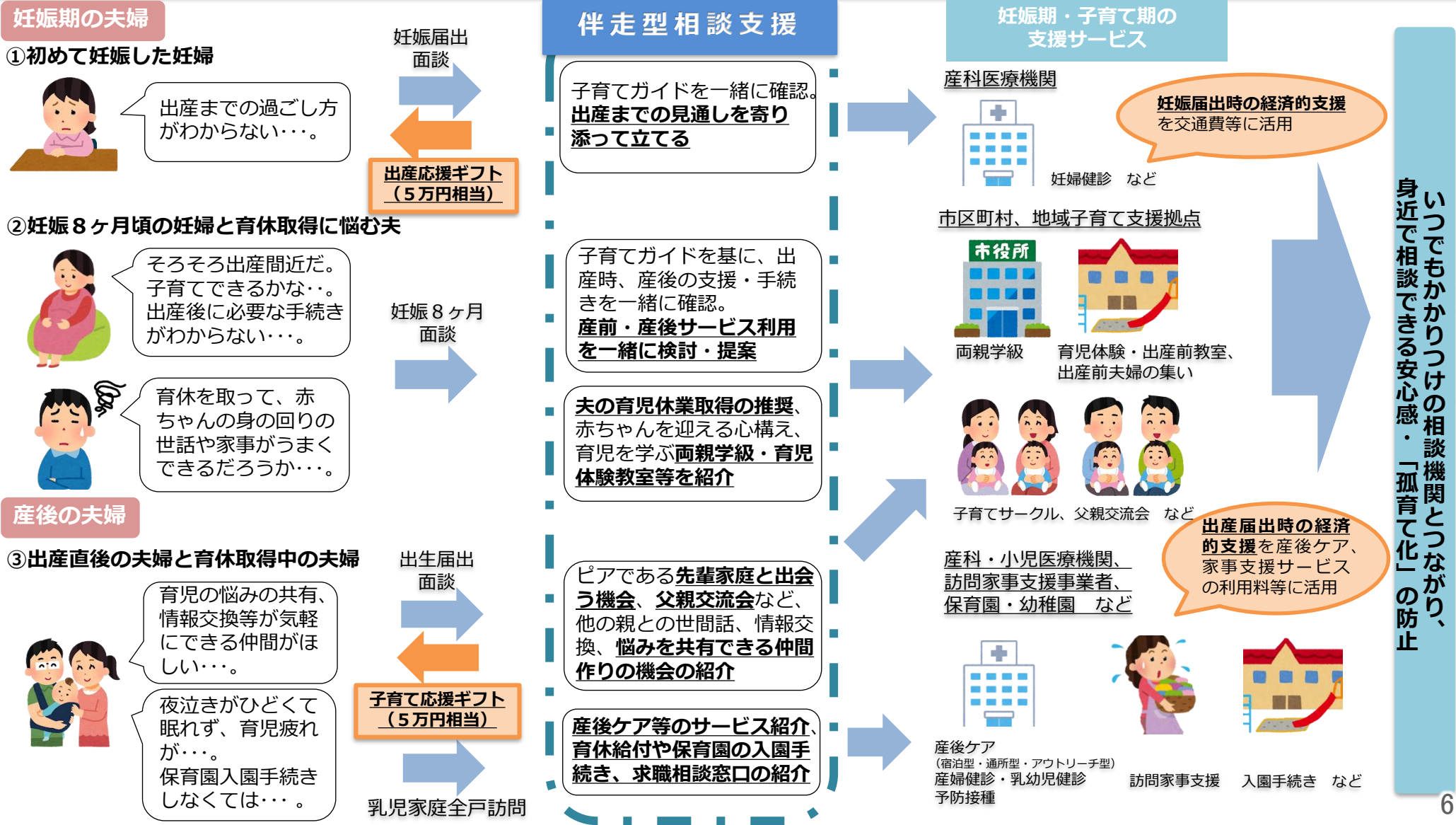
- 令和5年度当初予算は令和5年9月~令和6年3月までの6月分の予算であったことから、満年度化分を要求する。(一部事項要求)
- 自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討するための調査研究費用を要求する。

# 伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施のイメージと期待される効果について

○全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、**身近な伴走型の相談支援（※）と経済的支援を合わせたパッケージとして充実し、継続的に実施する。**経済的支援を伴走型の相談支援と組み合わせた形で実施することにより、**相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、結果的に必要なサービスに確実に結びつき、事業の実効性がより高まる。**

（※）実施主体は子育て世代包括支援センター（市町村）（NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点、保育園等への委託も可能）

**SNS・アプリを活用したオンライン面談・相談も可。産後の育児期にも、子育て関連イベント等のプッシュ型の情報発信、随時相談対応の継続実施。**



# 「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体における**これまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じて**本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫に基づく柔軟な仕組み**とする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を**組み合わせた形**で、**全ての妊婦・子育て家庭**のニーズに即した効果的な支援となるよう**工夫**し、この**支援を早期に対象者に届ける**ことを目指す。

## 伴走型相談支援

### ○ 面談実施のタイミング

- ①妊娠届出時
- ②妊娠8か月前後
- ③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談

### ○ 面談の実施機関・実施者

以下のいずれでも可

- ・子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
- ・身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

### ○ 面談の対象者

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

### ○ 面談の内容・実施方法

- ・アンケートの回答や子育てガイドを一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる
- ※アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

一体で実施

## 出産・子育て応援ギフト

### ○ 支給のタイミング・支給の条件

**出産応援ギフト（5万円相当）**

：妊娠届出時の**面談実施後**

**子育て応援ギフト（5万円相当）**

：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

### ○ 支給形態（実施方法）

各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能

- ・出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
- ・妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

※ 市町村の判断により、現金給付（キャッシュレス含む）もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費（P7参照）は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっても将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

### ○ 遡及適用者への支給方法

- ・事業開始前に出産された方  
→ 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・事業開始時点で妊娠期にある方  
→ 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、出生届出後に5万円相当を支給することを推奨（妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可）

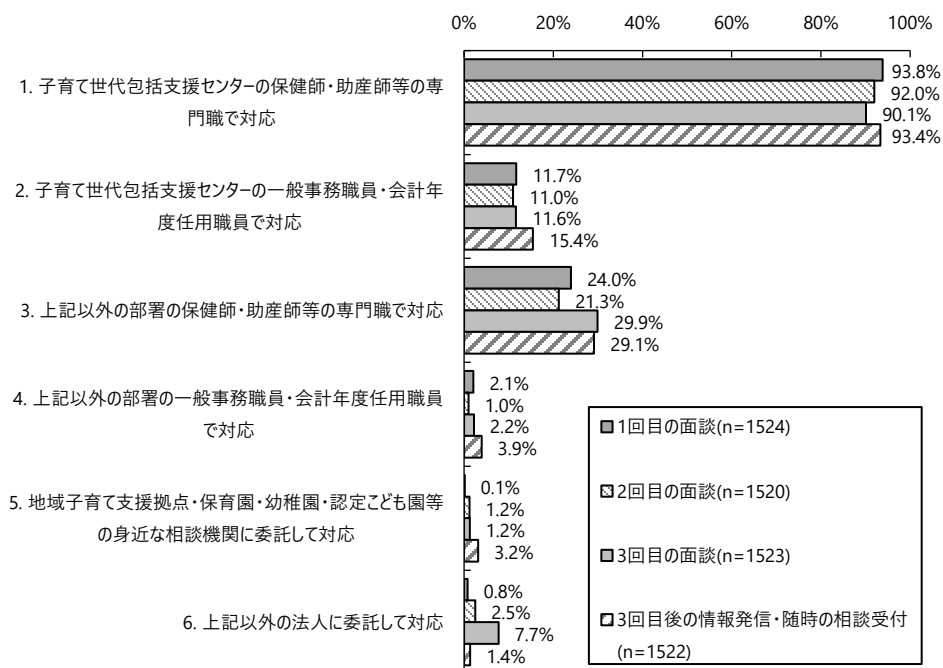
# 出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究のアンケート結果（速報値）

## アンケート調査概要

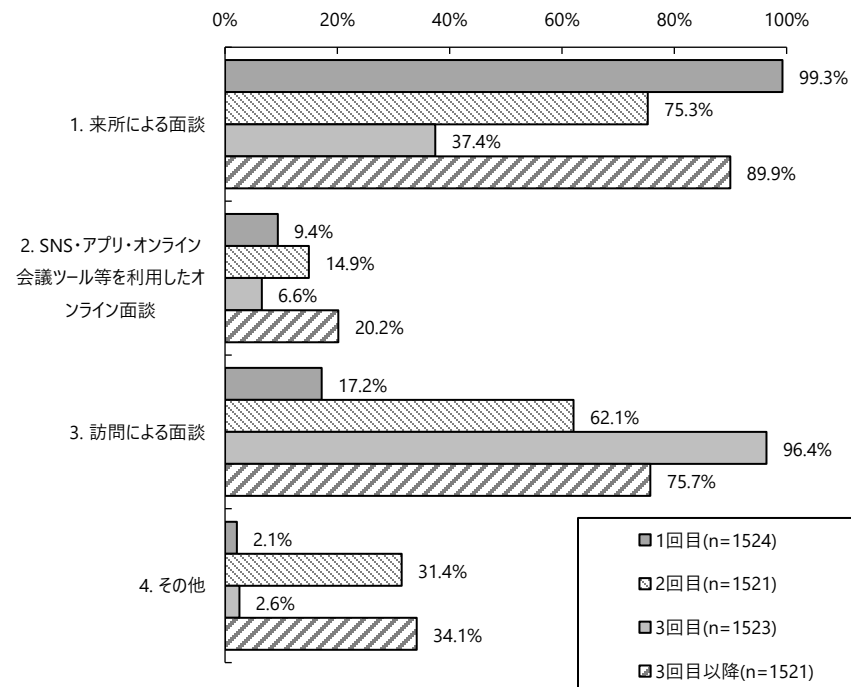
- 調査対象：全市町村（1,741自治体）
- 調査方法：電子メールにより調査票を送付・回収
- 現時点の有効回答数：1,529自治体

## アンケート調査結果（1/2）

### ① 伴走型相談支援の実施体制



### ② 伴走型相談支援の実施方法



(※) 株式会社野村総合研究所による「出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究」（令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業）として実施したアンケート結果の速報値。現時点の集計結果であり、精査の結果、確報値が変わる可能性があります。

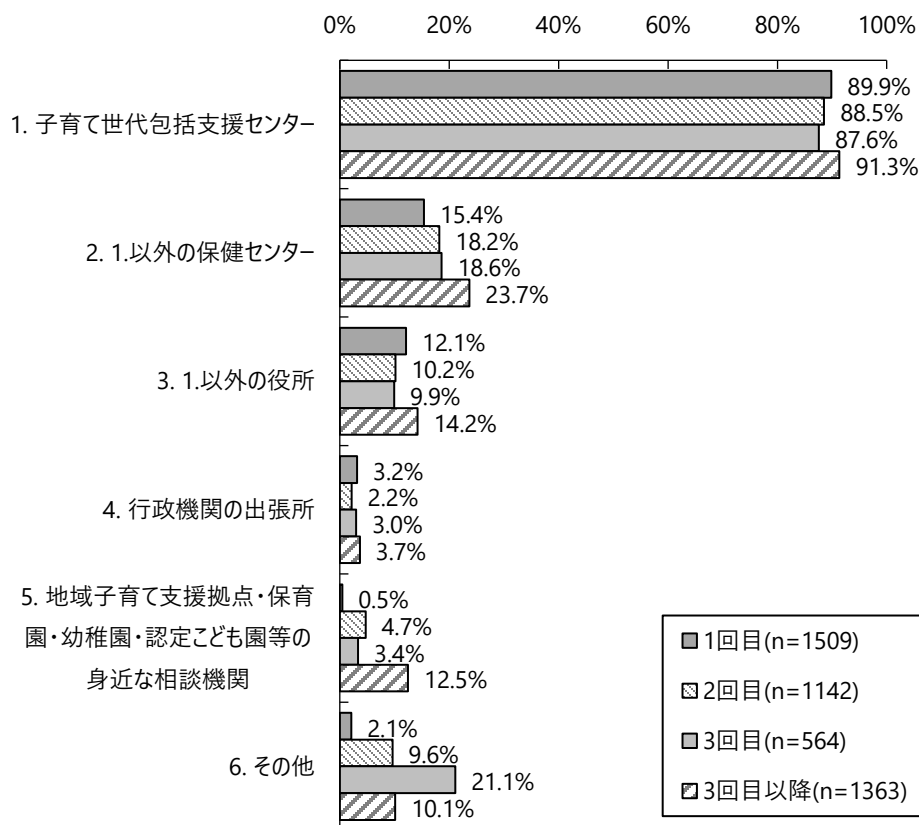


# 出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究のアンケート結果（速報値）

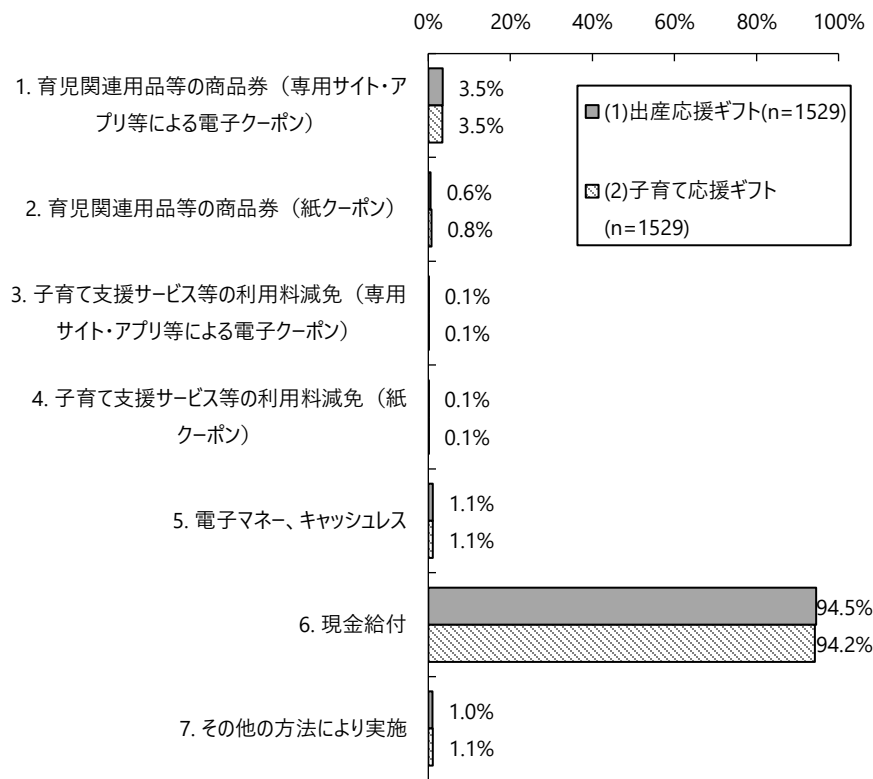
## アンケート調査結果（2/2）

### ③ 伴走型相談支援の面談の実施場所

（②で来所による面談を実施と回答の自治体のみ回答）



### ④ 経済的支援の支給形態・方法



（※）株式会社野村総合研究所による「出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究」（令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業）として実施したアンケート結果の速報値。現時点の集計結果であり、精査の結果、確報値が変わる可能性があります。

## 「こども未来戦略方針」（抜粋）

～ 次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて ～ 令和5年6月13日

### Ⅲ 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

#### Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

##### 1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

##### (2) 出産等の経済的負担の軽減 ～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。

##### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

##### (1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。

「こども未来戦略方針」のⅢ-1（※）の内容の具体化と併せて、予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、新たな特別会計の創設など、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出する。

※「加速化プラン」において実施する具体的な施策

## 1 経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

項目	法律	関係審議会等	こども未来戦略方針（抜粋）
出産・子育て応援交付金の制度化	子ども・子育て支援法等（検討中）	こども家庭審議会 の下の分科会・部 会等	<p><b>(2) 出産等の経済的負担の軽減</b> ～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～</p> <p>これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「<u>出産・子育て応援交付金</u>」(10万円)について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。</p>

## 2 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

項目	法律	関係審議会等	こども未来戦略方針（抜粋）
伴走型相談支援の制度化	児童福祉法等（検討中）	こども家庭審議会 の下の分科会・部 会等	<p><b>(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充</b> ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～</p> <p>妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、こどもの虐待による死亡事例の6割が0歳児（うち5割は0か月児）であることなどを踏まえると、妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっている。</p> <p>このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「<u>伴走型相談支援</u>」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。</p>